

議案第64号

狭山市印鑑条例の一部を改正する条例

狭山市印鑑条例（昭和50年条例第30号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「当市の」を「当市が備える」に改める。

第6条第1項第1号中「、名」の次に「、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13に規定する旧氏をいう。以下同じ。）」を加え、「住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の26第1項」を「同令第30条の16第1項」に改め、「又は氏名」の次に「、旧氏」を加え、同項第2号中「氏名」の次に「、旧氏」を加え、同条第2項中「記載されている」を「記録されている」に改める。

第7条第3号中「氏名（」の次に「氏に変更があつた者に係る住民票に旧氏が記録されている場合にあつては氏名及び当該旧氏、」を加え、「記載されている」を「記録されている」に、「、氏名及び」を「氏名及び当該」に改め、同条第4号中「記載されている」を「記録されている」に改める。

第13条第1項第1号中「氏」の次に「（氏に変更があつた者にあつては、住民票に記録されている旧氏を含む。次項において同じ。）」を、「含む」の次に「。次項において同じ」を加え、同条第2項中「（外国人住民にあつては、通称又は氏名の片仮名表記を含む。）」を削る。

附 則

この条例は、令和元年11月5日から施行する。ただし、第2条第1項及び第6条第2項の改正規定、第7条第3号の改正規定（「記載されている」を「記録されている」に改める部分に限る。）並びに同条第4号の改正規定は、公布の日から施行する。

令和元年9月2日提出

狭山市長 小谷野 剛

提案理由

住民基本台帳法施行令等の改正に伴い、氏に変更があつた者の旧氏に係る規定を定めるとともに、所要の改正をし、併せて条文の整備をしたいので、この案を提出するものである。